

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成 22 年度予算案に、中学卒業まで 1 人あたり月 13,000 円の子ども手当の支給が盛り込まれた。給付総額は 2 兆 2,554 億円となり、平成 23 年度以降に子ども 1 人あたり月 26,000 円を支給するとなれば、更なる財源の確保が必要となる。また、地方・事業主負担も求められることとなった。

このため、一部の自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるのか懸念される。また、各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よって、国におかれては、次の事項に特段の配慮がなされるよう強く求める。

記

- 1 平成 22 年度予算について、地方の事務負担や費用負担に十分配慮すること。
- 2 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成 23 年度以降の財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
- 3 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
- 4 子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担のあり方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 19 日

富山県入善町議会